

## ② 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策にご協力をお願いします

7月20日現在、東京都における感染状況から、東京都への不要不急の移動・滞在については、自粛をお願いしています。感染拡大を防止するためには、私たち一人ひとりの行動が重要となります。県内での感染者数も増加傾向にありますので、市民の皆さんにはつぎのご協力をお願いします。

- 身体的距離を確保すること      ○マスクの着用(熱中症に注意しながら)
- 咳エチケットの徹底              ○手洗いの励行                      ○3密(密閉、密集、密接)を避ける
- 都内への通勤・通学者などで、高熱や倦怠感などの症状が出た場合は、迷わずに「帰国者・接触者相談センター」に連絡・相談
- 都内在住の家族等へ不要不急の帰省の呼びかけを自粛するなど慎重に対応
- 「接触確認アプリ(COCoA)」と「いばらきアマビエちゃん」の積極的な活用
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者の治療や疫学調査については、国の感染症法に基づく基本指針を踏まえ県が情報を収集し、迅速に対応し感染拡大防止に努めています。
- ・感染者の情報は、個人のプライバシーを尊重し本人の承諾が得られない情報は公表されません。市では、県より公表された情報を速やかにお知らせします。
- ・感染者や濃厚接触者、診察に関わった医療関係者などに対して、誤解や偏見に基づく差別などが無いよう、人権への配慮と個人情報保護へのご理解を強くお願いします。

問 健康増進課 TEL 0296-77-9145

## ③ 家賃支援補助金の募集を開始します

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で売上げが減少している法人や個人事業主等の方を対象に独自の支援策として、賃料の一部を補助します。

国の家賃支援給付金との併用はできませんので、内容をご確認のうえ申請してください。

**補助対象者** 次のすべてに該当する方

- 市内の土地・建物を賃借している中小企業、フリーランスを含む個人事業主等、医療法人、NPO法人、社会福祉法人など幅広く対象とします。
- 令和2年5月～12月の売上が次のいずれかに該当する方。
  - ・1か月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少している。
  - ・連続する3ヶ月の売上合計が前年同期比15%以上20%未満減少している。
- 自らの事業のために占有する土地、建物の賃料を負担している。

**補助対象経費** 補助対象者が支払った土地・建物の賃料(消費税を含む)

**補助要件** 国の家賃支援給付金の対象事業者でない方

**補助金額** 賃料の3ヶ月分のうち2/3(1,000円未満は切り捨て)

法人:最大60万円 個人事業主:最大30万円

**申込期限** 令和3年1月15日(金)

**申・問** 商工課(内線511)



詳しくはこちら

## ④ 布マスク等の寄付ボックスの設置を終了します

市内公共施設に設置していた「布マスク等の寄付ボックス」は、7月31日(金)で終了となります。期間中に約2,000枚のマスクのご寄付をいただきありがとうございました。ご寄付いただきましたマスクは、市内学校や福祉施設等に配布する予定です。

今後のご寄付は、社会福祉協議会へ直接お持ちください。

問 笠間市社会福祉協議会 本所 TEL 0296-77-0730 笠間支所 TEL 0296-73-0084

岩間支所 TEL 0299-45-7889